

福島市「配食サービス」モデル事業指定事業者に関する基準

(趣旨)

第1条 福島市「配食サービス」モデル事業実施要綱第1条の規定に基づき、市長の指定を受けて福島市「配食サービス」モデル事業（以下「配食サービス」という。）に従事する事業者（以下「指定事業者」という。）に関する基準を定める。

(基本方針)

第2条 指定事業者は、配食サービスの利用者に食事を配送し、及びその安否の確認を行うことにより、配食サービスの利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条による暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (2) 租税等の滞納がないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある活動を行わないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動その他の業務の勧誘活動を目的としないこと。
- (5) 週5日以上配食サービスを実施すること。

(人員の基準)

第3条 指定事業者は、配食サービスを円滑に実施するために必要な人員を配置しなければならない。

2 前項の人員は、事業の実施上支障がない場合には、他の職務と兼務できるほか、常勤・非常勤の別を問わないものとする。

(管理者)

第4条 指定事業者は、指定を受けた事業所ごとに、配食サービスに係る管理者を置かなければならない。

(設備等)

第5条 指定事業者は、調理施設を有しなければならない。

2 指定事業者は、指定を受けた事業所ごとに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める営業許可を受けなければならない。

3 指定事業者は、食品衛生法その他食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、調理施設の衛生管理に努めなければならない。

(内容及び手続きの説明等)

第6条 指定事業者は、配食サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、献立内容、料金その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、利用申込者の同意を得るとともに、福島市「配食サービス」モデル事業実施要綱に定める福島市「配食サービス」利用（開始・変更）申請書により、利用申込者の行おうとする市長への申請を代行するものとする。

(配送方法)

第7条 指定事業者は、遅くとも午後0時30分までに調理した食事の配送を終えなければならない。

2 指定事業者は、配送中に事故が生じた場合であっても配送に支障を及ぼさないと認められる体制を整えなければならない。

(配食サービスの提供等の記録)

第8条 指定事業者は、配食サービスの提供日及びその内容、配食時の利用者の様子等を配食サービス提供記録票（第1号様式）に記載しなければならない。

(献立作成等)

第9条 指定事業者は、献立を作成し、及び食事を調理するに際して、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者の栄養バランス、嗜好等を考慮すること。
- (2) 利用者の選択に応じて、普通の食事又はやわらかめのご飯等の咀嚼能力及び嚥下能力の低下に対応した食事を提供できるよう努めること。
- (3) 減塩食、低カロリー食等の利用者の要望に配慮した食事を提供できるよう努めること。
- (4) 食事には、可能な限り冷凍食品等の加工済み素材及びなまものを使用しないこと。
- (5) 食事は、原則として配送当日に調理すること。

(衛生管理)

第10条 指定事業者は、食品衛生法その他食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、事故のない食品の衛生管理体制を整えなければならない。

(安否確認等)

第11条 指定事業者は、配達を行うに際して、必ず利用者への声かけを行い、その安否を確認するとともに、異常を発見した場合は、速やかに緊急連絡要員に関係機関へ連絡させるなど、適切な対応を講じられる体制を整えなければならない。

2 指定事業者は、配達時に利用者が不在であっても、電話又は再訪問により必ずその安否を確認することができる体制を整えなければならない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定事業者は、配食サービスが開始された時以後においては、次に掲げる場合を除き、利用者への配食サービスの提供を拒むことができない。

- (1) 利用者が指定事業者が配食サービスを提供し得る範囲の外に住居を移転した場合
- (2) 利用者が指定事業者が対応することのできない特殊な献立等を要望した場合
- (3) 指定事業者が配食サービスの提供を行う体制を整えることができない場合
- (4) その他市長が指定事業者が配食サービスを行うことができないと認める正当な理由がある場合

(身分を証する書類の携行)

第13条 指定事業者は、配食サービスの提供時、再訪問時等利用者宅を訪問する場合には、指定事業者であることを証する書類を携行するとともに、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(利用料の受領)

第14条 指定事業者は、配食サービスを提供した場合には、その利用者から利用料として20円の支払いを受けるものとし、これを受領した場合には、領収書を交付しなければならない。

(管理者の責務)

第15条 指定事業者の管理者は、業務及び従業者の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定事業者の管理者は、従業者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(秘密保持等)

第16条 指定事業者の従業者は、正当な理由がなければ、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第17条 指定事業者の行う配食サービスに係る広告は、虚偽若しくは誇大な内容又は誤

解を与える内容のものであってはならない。

(苦情処理)

第18条 指定事業者は、実施した配食サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、実施した配食サービスに関し、市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは市長からの質問若しくは照会に応じ、又は利用者及び家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から助言又は指導を受けた場合においては、当該助言又は指導に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 指定事業者は、配食サービスの実施により事故が発生した場合は、市長及び利用者、その家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、配食サービスの実施に際して、その責めに帰すべき事由により事故を発生させ、利用者に損害を与えた場合には、当該利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第20条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対する配食サービスの実施に関する諸記録を整備し、その終了の日から五年間保存しなければならない。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。